

第47回衆議院議員総選挙 および最高裁判所裁判官国民審査

投票日は
平成26年 **12月14日(日)**

投票時間… 7 : 00 ~ 18 : 00

◎開票

12月14日(日) 20:00~・平泉小学校体育館

◎投票できる人

平成6年12月15日以前に生まれた人で、26年9月1日以前に平泉町に転入の届け出をし、選挙人名簿に登録されている人

◎入場券の郵送

入場券は郵便はがきで、有権者個人あてにそれぞれ郵送します。

◎他市町村から転入した人

9月2日以降に転入届をした人は前の住所地の投票所で投票してください。

◎他市町村へ転出する人

9月2日以降に他市町村へ転入届をした人は平泉町の前住所地で投票してください。

投票区	投票所名
第1	第2区公民館
第2	戸河内コミュニティセンター
第3	下達谷公民館
第4	第7区公民館
第5	佐野公民館
第6	平泉町役場
第7	長部地区交流センター
第8	町公民館長島分館
第9	コミュニティセンター 潤いの郷悠悠

◎町内で転居した人

12月1日から14日までに町内で転居した人は、転居前の住所地の投票所(入場券に記載されている投票所)で投票することになります。

◎期日前投票

旅行や出張、冠婚葬祭などで投票日に投票できない人は、期日前投票ができます。

【期間】12月3日(水)~13日(土)

※最高裁判所裁判官国民審査は

12月7日(日)~13日(土)

【時間】8:30~20:00

【場所】町役場3階 委員会室2

◎不在者投票

仕事や旅行などで他市町村に滞在している人は、滞在先の市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、指定病院等に入院などしている人は、その施設の長に申し出て、不在者投票ができます。

◎郵便等による不在者投票

身体障害者手帳の交付を受けている人(障害の種類、程度に要件あり)または介護保険被保険者で「要介護5」の認定を受けている人は郵便で不在者投票ができます。

※あらかじめ「郵便投票証明書」交付を受ける必要がありますので、お早めに相談ください。

【投票用紙の請求期限】12月10日(水)

◎問い合わせ先

町選挙管理委員会 ☎46-2111(内線380)

平成26年12月1日から

「児童扶養手当」の一部が改正されます

問い合わせ先…町民福祉課 ☎46-5562

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援するためのもので、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

これまで、**公的年金**^{※1}を受給する人は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額よりも低い人は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

新たに児童扶養手当を受給するためには手続きが必要です。

※1 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償一など

今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

- 児童^{※2}を養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している場合
- 母子・父子家庭で、児童が低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 ーなど

〈参考：児童扶養手当の月額〉 (平成26年4月~)

- ・児童1人の場合
全部支給:41,020円
一部支給:41,010円~9,680円(所得に応じて決定されます)
- ・児童2人以上の加算額
2人目:5,000円、3人目以降1人につき:3,000円

※2 18歳に達する年度末までの児童(障がいのある児童は20歳まで)

新たに手当を受給するためには

年金の支給を受けている人の年金受給状況が確認できる書類全て(年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書および年金額改定通知書など)と印鑑、預金通帳を持参のうえ、役場町民福祉課で申請してください。

申請受付は12月1日(月)から開始し、手当は申請のあった月の翌月分から支給開始となります。ただし、今回の改正により支給対象となった人で、12月1日時点で支給要件に該当している人が平成27年3月までに申請した場合は、12月分の手当から受給できます。



平成26年工業統計調査を実施します



工業統計キャラクター… Couchan

- 平成26年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、12月31日時点で実施します。
- 工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
- 調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国および地域行政施策のための基礎資料として活用されます。
- 調査票に記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対にありません。
- 調査の趣旨・必要性をご理解いただき、回答をよろしくお願ひします。

■問い合わせ先…総務企画課 ☎46-5578